**令和５年度　志摩市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針**

　障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要な要素の一つです。

　そのためには、障害者雇用を支援していくことと共に、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが求められています。志摩市では、自立支援協議会に「働くプロジェクト」を設置し、就労支援事業所と行政が、共に就労の支援や事業所の啓発等に取り組んでまいりましたが、より一層障がい者の就労を促進するため、次のとおり調達方針を定めます。

１．目的

　この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

２．実施機関

　市の全組織を対象とする。

３．調達推進の基本的考え方

　物品等の調達に当たっては、市内の障がい者就労施設等を優先し、市内の障がい者就労施設等では、物品等の生産能力や提供体制等の事情により需要に応じる事ができない場合は、三重県障がい者共同受注窓口事業受託の活用を検討するなど可能な限り障がい者就労施設等からの調達に努める。

４．調達の推進方法

①障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取り組みを推進する。

②障がい者就労施設等の提供可能物品等の情報を組織全体で共有し、各部署は、発注可能な物品等を検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障がい者就労施設等から調達する。

③市地域情勢を考慮し、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて指定されたシルバー人材センターや市内中小企業等に十分配慮したうえで、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努める。

④障がい者就労施設等へ物品等の販売のための機会や場所の提供に努めるとともに、関係団体等に対して、障がい者就労施設等の提供可能物品等の調達及び物品等の販売のための機会や場所の提供に努めるよう働きかけることとする。

⑤物品等の契約に当たっては、志摩市契約規則（平成16年規則第69号）の定めによる。

⑥障がい者就労施設等から調達する物品等及び調達目標については別に定める。

５．調達実績の公表

　この方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に市のホームページ等により公表する。

６．調達方針に関する担当窓口

　この方針に関する担当窓口は、健康福祉部地域福祉課とする。

令和5年 5月31日

令和５年度　障がい者就労施設等から調達する物品等及び調達目標

１．目標とする金額

　令和５年度においては、前年度実績を上回るよう努める。

２．障がい者就労施設等から調達する物品等

（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。）

|  |
| --- |
| 物品等 |
| 物品（啓発物品、記念品、加工食品、その他）役務（清掃業務、除草作業、その他） |